

新（改定後）	旧（改定前）																									
<p>現場技術業務積算基準</p> <p>【土木工事（港湾空港関係に限る）】</p> <p>令和3年2月改定</p> <p>3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 ⑦情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び利用料） ⑧その他 ①～⑦のほか、その他の経費が必要となる場合の内、直接経費として計上が妥当なものは直接経費g.とし、それ以外は、その他原価として計上する。</p> <p>5. 標準歩掛 標準歩掛は以下のとおりとする。 (1) 監督補助業務 ・現場技術員（式/月）＝基準日額×必要人数×18.0日/月＋超過業務標準相当額 ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。 ・月当り業務日数は、18.0日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。</p> <p>(2) 打合せ 1回当たり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>適用</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師（A）</td> <td>人</td> <td>0.50</td> <td>数量0.5の中には移動時間を含む。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0.25)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 打合せについては、1月当たり1回を標準とする。これにより難い場合は、業務内容等を勘案し定めるものとする。 下段（ ）書きの数量：リモートで行う場合に適用する。</p>	項目	適用	単位	数量	備考	管理技術者	技師（A）	人	0.50	数量0.5の中には移動時間を含む。				(0.25)		<p>現場技術業務積算基準</p> <p>【土木工事（港湾空港関係に限る）】</p> <p>令和2年3月1日改定</p> <p>3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 ⑦その他 ①～⑥のほか、その他の経費が必要となる場合の内、直接経費として計上が妥当なものは直接経費g.とし、それ以外は、その他原価として計上する。</p> <p>5. 標準歩掛 標準歩掛は以下のとおりとする。 (1) 監督補助業務 ・現場技術員（式/月）＝基準日額×必要人数×19.5日/月＋超過業務標準相当額 ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。 ・月当り業務日数は、19.5日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。</p> <p>(2) 打合せ 1回当たり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>適用</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師（A）</td> <td>人</td> <td>0.50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 打合せについては、1月当たり1回を標準とする。これにより難い場合は、業務内容等を勘案し定めるものとする。</p>	項目	適用	単位	数量	備考	管理技術者	技師（A）	人	0.50	
項目	適用	単位	数量	備考																						
管理技術者	技師（A）	人	0.50	数量0.5の中には移動時間を含む。																						
			(0.25)																							
項目	適用	単位	数量	備考																						
管理技術者	技師（A）	人	0.50																							